

料 金 表

[供給電圧が低圧のお客さま用（標準）]

2020年5月1日実施

株式会社グリムスパワー

料 金 表

〔供給電圧が低圧のお客さま用（標準）〕

目 次

1	対象となるお客さま.....	2
2	料金表等の変更.....	2
3	料金単価に係る消費税等相当額.....	2
4	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金	2
5	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金	3
6	関西電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金.....	5
7	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合の料金.....	6
8	四国電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金.....	7
9	九州電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金.....	8
10	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合の料金	10
11	北陸電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金.....	11
12	北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合の料金.....	12
13	延滞利息.....	13
14	燃料費調整	14
15	離島ユニバーサルサービス調整.....	16
16	そ の 他.....	18
附	則（実施期日）	18

料 金 表

1 対象となるお客さま

この料金表[供給電圧が低圧のお客さま用(標準)](以下「この料金表」といいます。)は、当社の電気供給約款(2020年5月1日実施。以下「供給約款」といいます。)が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表等の変更

- (1) 当社は、この料金表を変更する場合には、供給約款2(供給約款の変更)を適用いたします。なお、これに関連する供給条件の説明は、供給約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表または供給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表または供給約款によります。

3 料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。

4 東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯S、HK 従量電灯S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約電流 20 アンペア (A)	572 円 00 銭	561 円 60 銭
契約電流 30 アンペア (A)	858 円 00 銭	842 円 40 銭
契約電流 40 アンペア (A)	1,144 円 00 銭	1,123 円 20 銭
契約電流 50 アンペア (A)	1,430 円 00 銭	1,404 円 00 銭
契約電流 60 アンペア (A)	1,716 円 00 銭	1,684 円 80 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	19 円 88 銭	19 円 52 銭
120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)につき	25 円 15 銭	24 円 70 銭

ト時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき		
300 キロワット時 (kWh) をこえる1キロワット時 (kWh) につき	27 円 51 銭	27 円 01 銭

(2) 従量電灯L、HK 従量電灯L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約容量1キロボルトアンペア (kVA) につき	286 円 00 銭	280 円 80 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
最初の120キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき	19 円 88 銭	19 円 52 銭
120キロワット時 (kWh) をこえ300キロワット時 (kWh) までの1キロワット時 (kWh) につき	25 円 15 銭	24 円 70 銭
300キロワット時 (kWh) をこえる1キロワット時 (kWh) につき	27 円 51 銭	27 円 01 銭

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット (kW) の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット (kW) の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約電力1キロワット(kW)につき	1,033 円 91 銭	1,015 円 12 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

		新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
使用電力量1キロワット時 (kWh) につき	夏季	17 円 37 銭	17 円 06 銭
	その他季	15 円 80 銭	15 円 51 銭

5 中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯S、HK 従量電灯S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使

用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
契約電流 20 アンペア (A)	572 円 00 銭	561 円 60 銭
契約電流 30 アンペア (A)	858 円 00 銭	842 円 40 銭
契約電流 40 アンペア (A)	1,144 円 00 銭	1,123 円 20 銭
契約電流 50 アンペア (A)	1,430 円 00 銭	1,404 円 00 銭
契約電流 60 アンペア (A)	1,716 円 00 銭	1,684 円 80 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	21 円 07 銭	20 円 68 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	24 円 77 銭	24 円 32 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	26 円 50 銭	26 円 01 銭

(2) 従量電灯 L、HK 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき	286 円 00 銭	280 円 80 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	21 円 07 銭	20 円 68 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	24 円 77 銭	24 円 32 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	26 円 50 銭	26 円 01 銭

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワット (kW) の場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワット (kW) の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

	新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
契約電力 1 キロワット(kW)につき	1,054 円 18 銭	1,035 円 02 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

		新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
使用電力量 1 キロワット時 (kWh) につき	夏季	17 円 04 銭	16 円 73 銭
	その他季	15 円 49 銭	15 円 21 銭

6 関西電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯 S、HK 従量電灯 S

料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

		新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時 (kWh) まで	333 円 71 銭	327 円 65 銭
電力量料金	15 キロワット時 (kWh) をこえ 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	20 円 13 銭	19 円 76 銭
	120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	25 円 80 銭	25 円 33 銭
	300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	28 円 41 銭	27 円 90 銭

(2) 従量電灯 L、HK 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき	396 円 00 銭	388 円 80 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	17 円 73 銭	17 円 40 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	21 円 21 銭	20 円 82 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	23 円 48 銭	23 円 06 銭

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約電力1キロワット(kW)につき	983円13銭	965円26銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

		新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
使用電力量1キロワット時(kWh)につき	夏季	14円62銭	14円35銭
	その他季	13円13銭	12円90銭

7 中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯S、HK 従量電灯S

料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

		新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時(kWh)まで	337円37銭	331円23銭
電力量料金	15キロワット時(kWh)をこえ120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	20円79銭	20円40銭
	120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	26円64銭	26円15銭
	300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき	27円50銭	27円00銭

(2) 従量電灯L、HK 従量電灯L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約容量1キロボルトアンペア(kVA)につき	407円00銭	399円60銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	18円10銭	17円76銭
120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	23円45銭	23円02銭
300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき	24円24銭	23円79銭

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約電力1キロワット(kW)につき	1,002円67銭	984円44銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

		新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
使用電力量1キロワット時(kWh)につき	夏季	15円04銭	14円75銭
	その他季	13円75銭	13円49銭

8 四国電力送配電株式会社の場合の料金

(1) 従量電灯S、HK 従量電灯S

料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

		新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時(kWh)まで	411円40銭	403円92銭
電力量料金	11キロワット時(kWh)をこえ120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	20円37銭	20円00銭
	120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	26円17銭	25円70銭
	300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき	28円36銭	27円85銭

(2) 従量電灯L、HK 従量電灯L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約容量1キロボルトアンペア(kVA)につき	374円00銭	367円20銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	16円97銭	16円66銭
120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	21円82銭	21円42銭
300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき	23円63銭	23円21銭

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約電力1キロワット(kW)につき	1,007円64銭	989円32銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

		新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
使用電力量1キロワット時(kWh)につき	夏季	15円80銭	15円51銭
	その他季	14円36銭	14円09銭

9 九州電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯S、HK 従量電灯S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約電流20アンペア(A)	594円00銭	583円20銭
契約電流30アンペア(A)	891円00銭	874円80銭
契約電流40アンペア(A)	1,188円00銭	1,166円40銭
契約電流50アンペア(A)	1,485円00銭	1,458円00銭
契約電流60アンペア(A)	1,782円00銭	1,749円60銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	17円46銭	17円14銭
120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	22円37銭	21円96銭
300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき	24円23銭	23円78銭

(2) 従量電灯L、HK 従量電灯L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約容量1キロボルトアンペア(kVA)につき	297円00銭	291円60銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	17円46銭	17円14銭
120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	22円37銭	21円96銭
300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき	24円23銭	23円78銭

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約電力1キロワット(kW)につき	913円32銭	896円72銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

		新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
使用電力量1キロワット時(kWh)につき	夏季	17円12銭	16円80銭
	その他季	15円43銭	15円15銭

10 東北電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯 S、HK 従量電灯 S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
契約電流 20 アンペア (A)	660 円 00 銭	648 円 00 銭
契約電流 30 アンペア (A)	990 円 00 銭	972 円 00 銭
契約電流 40 アンペア (A)	1,320 円 00 銭	1,296 円 00 銭
契約電流 50 アンペア (A)	1,650 円 00 銭	1,620 円 00 銭
契約電流 60 アンペア (A)	1,980 円 00 銭	1,944 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	18 円 58 銭	18 円 24 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	24 円 56 銭	24 円 12 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	27 円 23 銭	26 円 74 銭

(2) 従量電灯 L、HK 従量電灯 L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
契約容量 1 キロボルトアンペア (kVA) につき	330 円 00 銭	324 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率 10%)	旧単価(税率 8%)
最初の 120 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	18 円 58 銭	18 円 24 銭
120 キロワット時 (kWh) をこえ 300 キロワット時 (kWh) までの 1 キロワット時 (kWh) につき	24 円 56 銭	24 円 12 銭
300 キロワット時 (kWh) をこえる 1 キロワット時 (kWh) につき	27 円 23 銭	26 円 74 銭

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約電力1キロワット(kW)につき	1,141円65銭	1,120円90銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

		新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
使用電力量1キロワット時(kWh)につき	夏季	15円95銭	15円66銭
	その他季	14円50銭	14円23銭

11 北陸電力送配電株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯S、HK 従量電灯S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約電流20アンペア(A)	484円00銭	475円20銭
契約電流30アンペア(A)	726円00銭	712円80銭
契約電流40アンペア(A)	968円00銭	950円40銭
契約電流50アンペア(A)	1,210円00銭	1,188円00銭
契約電流60アンペア(A)	1,452円00銭	1,425円60銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	17円85銭	17円52銭
120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	21円08銭	20円69銭
300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき	21円81銭	21円41銭

(2) 従量電灯L、HK 従量電灯L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約容量1キロボルトアンペア(kVA)につき	242円00銭	237円60銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	17円85銭	17円52銭
120キロワット時(kWh)をこえ300キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	21円08銭	20円69銭
300キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき	21円81銭	21円41銭

(3) 低圧電力、HK低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

	新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
契約電力1キロワット(kW)につき	1,052円31銭	1,033円18銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

		新単価(税率10%)	旧単価(税率8%)
使用電力量1キロワット時(kWh)につき	夏季	12円16銭	11円93銭
	その他季	11円10銭	10円89銭

12 北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合の料金

(1) 従量電灯S、HK従量電灯S

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	単価(税率10%)
契約電流20アンペア(A)	682円00銭
契約電流30アンペア(A)	1,023円00銭
契約電流40アンペア(A)	1,364円40銭
契約電流50アンペア(A)	1,705円00銭
契約電流60アンペア(A)	2,046円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	単価(税率10%)
最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	23円98銭
120キロワット時(kWh)をこえ280キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	29円37銭
280キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき	31円61銭

(2) 従量電灯L、HK 従量電灯L

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	単価(税率10%)
契約容量1キロボルトアンペア(kVA)につき	341円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	単価(税率10%)
最初の120キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	23円98銭
120キロワット時(kWh)をこえ280キロワット時(kWh)までの1キロワット時(kWh)につき	29円37銭
280キロワット時(kWh)をこえる1キロワット時(kWh)につき	31円61銭

(3) 低圧電力、HK 低圧電力

イ 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次の通りとします。ただし、契約電力が0.5キロワット(kW)の場合の基本料金は、契約電力が1キロワット(kW)の場合の半額とします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。

	単価(税率10%)
契約電力1キロワット(kW)につき	1,161円50銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

	単価(税率10%)
使用電力量1キロワット時(kWh)につき	17円68銭

13 延滞利息

供給約款25(延滞利息)(2)に定める係数は、次のとおりといたします。

係 数	10
	110

14 燃 料 費 調 整

(1) 供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)イに定める α 、 β および γ の値は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.0275$ $\beta = 0.4792$ $\gamma = 0.4275$
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.0140$ $\beta = 0.3483$ $\gamma = 0.7227$
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.1543$
	$\beta = 0.1322$
	$\gamma = 0.9761$
四国電力送配電株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.2104$
	$\beta = 0.0541$
	$\gamma = 1.0588$
九州電力送配電株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.0053$
	$\beta = 0.1861$
	$\gamma = 1.0757$
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.1152$
	$\beta = 0.2714$
	$\gamma = 0.7386$
北陸電力送配電株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.2303$
	-
	$\gamma = 1.1441$
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 0.4699$
	-
	$\gamma = 0.7879$

(2) 供給約款別表 2 (燃料費調整) (1) ロに定める基準燃料価格は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

	基準燃料価格
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	44,200 円
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	45,900 円
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合	27,100 円
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	26,000 円
四国電力送配電株式会社の供給区域の場合	26,000 円
九州電力送配電株式会社の供給区域の場合	27,400 円
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	31,400 円
北陸電力送配電株式会社の供給区域の場合	21,900 円
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	37,200 円

- (3) 供給約款別表 2 (燃料費調整) (2)に定める基準単価は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

なお、最低料金適用電力量とは、関西電力送配電株式会社および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合、1 契約につき最初の 15 キロワット時 (kWh) までの最低料金が適用される電力量をいいます。四国電力送配電株式会社の供給区域の場合、1 契約につき最初の 11 キロワット時 (kWh) までの最低料金が適用される電力量をいいます。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	23 銭 2 厘
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	23 銭 3 厘
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	16 銭 5 厘
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	2 円 47 銭 5 厘
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	24 銭 5 厘
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	3 円 68 銭 0 厘
四国電力送配電株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	19 銭 6 厘

四国電力送配電株式会社の供給区域の場合で従量電灯Sの最低料金適用電力量の場合	1キロワット時 (kWh) につき	2円15銭4厘
九州電力送配電株式会社の供給区域の場合	1キロワット時 (kWh) につき	13銭6厘
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	1キロワット時 (kWh) につき	22銭1厘
北陸電力送配電株式会社の供給区域の場合	1キロワット時 (kWh) につき	16銭1厘
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	1キロワット時 (kWh) につき	19銭7厘

15 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 供給約款別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イに定める α 、 β および γ の値は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	-
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	-
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合	-
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	-
四国電力送配電株式会社の供給区域の場合	-
九州電力送配電株式会社の供給区域の場合	$\alpha = 1.0000$
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	-
	-

北陸電力送配電株式会社の供給区域の場合	-
	-
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	-
	-
	-

- (2) 供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ロに定める離島基準燃料価格は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

	離島基準燃料価格
東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	-
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	-
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合	-
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	-
四国電力送配電株式会社の供給区域の場合	-
九州電力送配電株式会社の供給区域の場合	52,500 円
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	-
北陸電力送配電株式会社の供給区域の場合	-
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	-

- (3) 供給約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (2) に定める離島基準単価は、供給区域ごとに、次のとおりといたします。

東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
関西電力送配電株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量以外の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
中国電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合で従量電灯 S の最低料金適用電力量の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-

合		
四国電力送配電株式会社の供給区域の場合で従量電灯Sの最低料金適用電力量以外の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
四国電力送配電株式会社の供給区域の場合で従量電灯Sの最低料金適用電力量の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
九州電力送配電株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	3 厘
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
北陸電力送配電株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域の場合	1 キロワット時 (kWh) につき	-

16 そ の 他

この料金表において定義のない言葉の意味およびこの料金表に定めのないその他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

附 則 (実施期日)

この料金表は、2020年5月1日から実施いたします。



2020年5月1日
株式会社グリムスパワー
